

令和8年第1回別府市議会定例会 議案（条例・その他）の概要

- 議第16号 別府市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議第17号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第18号 別府市公民館条例及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第19号 別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第20号 別府市社会福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第21号 別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第22号 別府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第23号 別府市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議第24号 別府市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 議第25号 別府市公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 議第26号 別府市中小企業振興基本条例等の一部改正について
- 議第27号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第28号 別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議第29号 別府市火災予防条例の一部改正について
- 議第30号 連携協約の変更に関する協議について
- 議第31号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 議第32号 公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について
- 議第33号 議決事項の変更について
- 議第34号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第35号 市長専決処分について
- 議第36号 市長専決処分について

議第16号

別府市職員の給与に関する条例の一部改正について

1 趣旨

国家公務員及び大分県職員の給与改定の事情を考慮して、一般職の職員の通勤手当に駐車場利用料金分を定めること及び宿日直手当の上限額を改定することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 通勤のため駐車場を利用する職員に対し、新たに5,000円を上限として駐車場利用料金分を支給することとします。(第9条の4関係)

(2) 宿日直手当の上限額を改定します。(第15条関係)

ア 原則 1回につき4,700円(改正前4,400円)

イ 常直的な宿日直勤務 月額22,500円(改正前22,000円)

3 施行期日 令和8年4月1日

4 担当課 総務部職員課

議第17号

別府市手数料条例の一部改正について

1 趣旨

大分県使用料及び手数料条例(昭和31年大分県条例第27号)に規定する開発行為許可申請手数料等の金額が改定されることに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

別表第6の63の項、67の項及び69の項の手数料のうち、次の表に掲げる手数料を改正します。

手数料の 名称	区分		金額	
			現行	改正後
開発行為 許可申請 手数料	ア 自己の 居住用	(ア) 0.1ヘク タール未満	1件につき 8,600円	1件につき 9,600円
		(イ) 0.1ヘク タール以上 0.3ヘクタ ール未満	1件につき 22,000円	1件につき 25,000円
		(ウ) 0.3ヘク	1件につき	1件につき

		タール以上 0.6ヘクタ ール未満	43,000円	46,000円
		(エ) 0.6ヘク タール以上 1ヘクタ ール未満	1件につき 86,000円	1件につき 88,000円
イ 自己の 業務用	(ア) 0.1ヘク タール未満	1件につき 13,000円	1件につき 14,000円	
	(イ) 0.1ヘク タール以上 0.3ヘクタ ール未満	1件につき 30,000円	1件につき 32,000円	
	(ウ) 0.3ヘク タール以上 0.6ヘクタ ール未満	1件につき 65,000円	1件につき 67,000円	
ウ その他	(ア) 0.1ヘ クタール未 満	1件につき 86,000円	1件につき 88,000円	
開発許可 を受けな い市街化 調整区域 内の土地 における 建築等許 可申請手 数料	イ 敷地の面積が0.1ヘクタ ール以上0.3ヘクタール未 満のとき	1件につき 18,000円	1件につき 19,000円	
	ウ 敷地の面積が0.3ヘクタ ール以上0.6ヘクタール未 満のとき	1件につき 39,000円	1件につき 42,000円	
	オ 敷地の面積が1ヘクター ル以上のとき	1件につき 97,000円	1件につき 99,000円	
開発登録 簿の写し の交付手 数料		用紙1枚につき 470円	用紙1枚につき 490円	

3 施行期日 令和8年4月1日

4 担当課 建設部都市計画課

議第18号

別府市公民館条例及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

別府市中央公民館及び別府市市民会館の管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

別府市公民館条例及び別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、指定管理者による管理の規定を定めます。

3 施行期日 規則で定める日

4 担当課 教育部社会教育課

議第19号

別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

公園テニスコートの夜間照明設備の更新及び管理棟改築に伴う会議室の設置並びに総合体育館改修における照明器具の更新により、使用料を改定することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

次の表のとおり使用料を改定します。(別表関係)

区分		現行	改定案
公園テニスコート 夜間照明設備	1面1時間	440円	130円
公園テニスコート 会議室	大会開催時の専用使用1時間	(新設)	460円
公園テニスコート 会議室冷暖房設備	1時間	(新設)	100円
総合体育館 個人使用 (照明使用の場合)	卓球1台1時間	314円	260円
	バドミントン1面1時間	314円	260円
	ランニングコース1人1時間	105円	80円

3 施行期日 令和8年4月1日

4 担当課 いきいき健幸部スポーツ推進課

議第20号

別府市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 1 趣旨
別府市社会福祉会館の開館時間を見直すことに伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
開館時間を「午前9時から午後10時まで」から「午前9時から午後8時まで」に改めます。(第4条関係)
- 3 施行期日 令和8年4月1日
- 4 担当課 市民福祉部ひと・暮らし支援課

議第21号

別府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 趣旨
乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)の一部改正に伴い、条例を改正します。
- 2 議案の内容
 - (1) 「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めます。(第9条、第10条、第13条、第18条関係)
 - (2) 乳児等通園支援事業者が規程に定めておかなければならない運営についての重要事項のうち「乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」を「利用定員」に改めます。(第16条関係)
 - (3) 余裕活用型乳児等通園支援事業に乳児等通園支援事業の基準を準用する場合の読替えを行わないこととします。(第26条関係)
 - (4) その他所要の規定の整理を行います。(第16条、第20条、第27条関係)
- 3 施行期日 令和8年4月1日
- 4 担当課 こども部子育て支援課

議第22号

別府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

- 1 趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定します。

2 議案の内容

条例は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）の規定に従い、又は規定を参酌して定めます。

3 施行期日 令和8年4月1日

4 担当課 こども部子育て支援課

議第23号

別府市国民健康保険税条例の一部改正について

1 趣旨

地方税法の規定により子ども・子育て支援納付金課税額の賦課を規定すること並びに基礎課税額の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 国民健康保険税を賦課するに当たり、子ども・子育て支援納付金課税額を追加します。（第3条関係）
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額の基礎控除後の総所得金額等に乗じる率を「100分の9.30」から「100分の8.95」に改定します。（第5条関係）
- (3) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額を「25,200円」から「24,000円」に改定します。（第6条関係）
- (4) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額を次のように改定します。（第7条関係）

区分	現行	改正案
特定世帯等以外の世帯	20,000円	19,200円
特定世帯	10,000円	9,600円
特定継続世帯	15,000円	14,400円

- (5) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額は、被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の0.35を乗じて算定することとします。（第13条の2関係）
- (6) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,100円とします。（第13条の3関係）

- (7) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額は、次に定める額とします。(第13条の4関係)

区分	新設
特定世帯等以外の世帯	800円
特定世帯	400円
特定継続世帯	600円

- (8) その他所要の改正を行います。

3 施行期日 令和8年4月1日

4 担当課 いきいき健幸部保険年金課

議第24号

別府市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

1 趣旨

新たな県営土地改良事業の実施に当たり、当該事業の受益者から徴収する各年度の分担金の総額の算定方法を見直すことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 分担金算定の基礎となる額を本市が負担することとなる負担金の総額から、当該事業に要する費用の総額に改めます。(第3条関係)
- (2) 賦課基準を次のように改めます。(別表関係)

事業種別	賦課基準
県営農業水利施設保全合理化事業	3 / 100

3 施行期日 公布の日

4 担当課 観光・産業部農林水産課

議第25号

別府市公設地方卸売市場条例の一部改正について

1 趣旨

卸売市場法(昭和46年法律第35号)の一部が改正され、地方卸売市場の認定要件として、業務規程において取り扱う指定飲食料品等及びその費用の指標等を公表することを定めることが規定されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

第42条の次に次の1条を加えます。

(食品等持続的供給法に係る公表)

第42条の2 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）
- (2) 前号の規定により公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

3 施行期日 令和8年4月1日

4 担当課 観光・産業部産業政策課

議第26号

別府市中小企業振興基本条例等の一部改正について

1 趣旨

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号）により、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）及び下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に定める「下請」等の用語の見直しが行われたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

- (1) 別府市中小企業振興基本条例第15条第6号中「下請取引」を「受託取引」に改めます。
- (2) 別府市暴力団排除条例第6条第1項第2号中「下請契約」を「製造委託等の契約」に改めます。
- (3) 別府市風致地区内における建築等の規制に関する条例第8条第1項第2号中「請負工事の下請人」を「請負人から当該工事の一部を受託した者」に改めます。
- (4) 別府市議会議員の政治倫理に関する条例第4条第1項中「下請負」を「その受託取引」に改めます。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 観光・産業部産業政策課 防災局防災危機管理課 建設部都市計画課 議会事務局議事総務課

議第 27 号

別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 趣旨

特定の市営住宅の入居者資格の特例を定めること並びに市営丸尾市民住宅及び市営朝見住宅を用途廃止することに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 第7条に次の1項を加えます。

4 市長は、第4条第1項の公募における申込みの状況等を勘案し、特定の市営住宅に入居する者について、前条第1項第1号の規定を適用しないことができる。この場合において、特に住宅に困窮する者の入居の機会を確保する必要があると認めるときは、入居者資格について制限を加えることができる。

(2) 別表から市営丸尾市民住宅の項及び市営朝見住宅の項を削除します。

3 施行期日 公布の日

4 担当課 建設部施設整備課

議第 28 号

別府市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1 趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正により、補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されたことに伴い、条例を改正します。

2 議案の内容

(1) 消防団員の補償基礎額を引き上げます。（別表関係）

〔単位 円〕

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	13,340 (12,900)	14,170 (13,700)	15,000 (14,500)
分団長及び副分団長	11,670 (11,300)	12,500 (12,100)	13,340 (12,900)
部長、班長及び団員	10,000 (9,700)	10,840 (10,500)	11,670 (11,300)

備考 () 内書きは現行の補償基礎額

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げます。（第5条

第2項第2号関係)

(3) 配偶者に係る補償基礎額の加算を廃止し、子に係る補償基礎額の加算額を383円から433円に改定します。(第5条第3項関係)

3 施行期日 令和8年4月1日

4 担当課 消防本部総務課

議第29号

別府市火災予防条例の一部改正について

1 趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成14年消防庁告示第1号)の一部改正により簡易サウナ設備が規定されたこと等に伴い、条例の一部を改正します。

2 議案の内容

(1) 「サウナ設備」の名称を「一般サウナ設備」に変更し、条を繰り下げます。

(現第7条の2関係)

(2) 簡易サウナ設備に関する規定を定めます。(新第7条の2関係)

(3) 住宅における火災の予防を推進するため、市が普及の促進に努める設備に、感震ブレーカーを追加します。(第29条の7第1項第1号関係)

3 施行期日 令和8年3月31日

4 担当課 消防本部予防課

議第30号

連携協約の変更に関する協議について

1 趣旨

平成28年3月29日に大分市と別府市の間で締結した「大分市及び別府市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約」を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第3項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

令和8年4月からの5年間を取組の期間とする第3期大分都市広域圏ビジョンの策定に伴い、連携協約第3条各号に定める連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担を見直し、別表として定めます。

3 担当課 企画戦略部政策企画課

議第31号

他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について

1 趣旨

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、協議により他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 利用に供させる公の施設を設置する他の普通地方公共団体は、佐伯市です。
- (2) 利用に供させる佐伯市の公の施設は、さいき城山桜ホールほか44施設です。

3 担当課 企画戦略部政策企画課

議第32号

公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することに関する協議について

1 趣旨

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、協議により公の施設を他の普通地方公共団体の住民の利用に供することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めます。

2 議案の内容

- (1) 新たに利用に供する他の普通地方公共団体の住民は、佐伯市の住民です。
- (2) 利用に供する公の施設は、別府市中央公民館ほか31施設です。

3 担当課 企画戦略部政策企画課

議第33号

議決事項の変更について

1 趣旨

別府国際コンベンションセンター吊り天井改修工事に伴い、大分県と締結した協定の一部を変更します。

2 議案の内容

令和6年9月25日に議決された「議第87号 令和6・7・8年度別府国際コンベンションセンター吊り天井改修工事負担金に関する協定の締結について」の議決事項のうち、令和7年3月25日に議決された「議第37号 議決事項の変更について」により変更した負担金を減額します。

変更前 219,642,916円

変更後 164,567,916円

3 担当課 観光・産業部観光課

議第34号

市道路線の認定及び廃止について

1 趣旨

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止することについて、議会の議決を求めます。

2 議案の内容

認定路線 目齒頭10号線ほか4路線

廃止路線 北中杉園線

3 担当課 建設部都市整備課

議第35号

市長専決処分について

1 趣旨

第51回衆議院議員総選挙の執行に対応するため、補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めます。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和7年度別府市一般会計補正予算（第6号）

(2) 処分年月日 令和8年1月23日

3 担当課 行政委員会総合事務局

議第36号

市長専決処分について

1 趣旨

今般、焦眉の課題である物価高騰対策の一環として実施した「おこめ券」配布事業に関し、「おこめ券」紛失事案が惹起されたことを真摯に受け止め、別府

市行政の最高責任者である市長として自ら襟を正し、行政運営に係る責任の所在を明らかにするため、令和8年2月分から令和9年3月分までの給料月額を減額するとともに、副市長兩名については、事務方の責任者として自らを戒めるため、令和8年2月分及び同年3月分の給料月額を減額する措置を講じました。

2 議案の内容

(1) 処分事項 令和8年別府市条例第1号

特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(2) 処分年月日 令和8年2月9日

3 担当課 総務部職員課